



KENPO
DAYORI

健保だより

西武健保ホームページからご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1068

2020.1.24



西武健康保険組合

「年間医療費のお知らせ」をお配りいたします。

皆さまに健康や医療費に対する理解を深めていただくため「年間医療費のお知らせ」をお配りいたします。「年間医療費のお知らせ」には、ご自身とご家族の受診状況（入院・通院・歯科・薬局）や、かかった医療費、診療年月、診療日数が記載されています。前年分と比較することで、健康状態を維持できているのかなどを確認することができます。



また、記載されている診療日数や医療費に誤りがないか、医療機関から発行された領収書と照らし合わせ、支払った医療費が正しく記載されているか確認していただくことも、「年間医療費のお知らせ」をお配りする目的です。

今年も1月～10月診療分まで記載したものを、2月上旬頃に会社を通してお配りいたします。

～確定申告で医療費控除の適用を受ける方へ～

申告時に所轄税務署に提出する「医療費控除の明細書」の添付書類として、この「年間医療費のお知らせ」を一部利用することも出来ます。

この場合、そのままでは申告に利用できません。以下の点にご注意ください。

- ① 「年間医療費のお知らせ」に記載されているのは1月から10月診療分までです。11、12月分は「医療費控除の明細書」（国税庁ホームページより入手）へ領収書に基づき別途記入してください。
※別紙の記入例を参照してください。
※11、12月分診療分は5月にお配りする「医療費のお知らせ」に記載されます。
- ② 「年間医療費のお知らせ」には医療機関名などは記載されていないので、補完記入してください。
- ③ 記載内容は西武健保の被保険者・被扶養者の健康保険扱い分のみです。それ以外に申告できる医療費があるときは、領収書に基づき申告する必要があります。
- ④ 領収書は申告から5年間は税務署から提出・提示を求められる場合がありますので、ご自宅で保管してください。

▶ 確定申告についての詳細は国税庁の確定申告特集ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm> を参照してください。

▶ 「年間医療費のお知らせ」については西武健康保険組合Tel04-2926-3876 までお問い合わせください。

「年間医療費のお知らせ」の再発行はできませんので、大切に保管してください。

